

大法人のみなさまへ

エルタックス

eLTAXによる電子申告が義務化されます！！



■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人

次の内国法人が対象となります。

- ① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度から適用

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

電子申告義務化に伴い、 eLTAX の利便性の向上を図ります。



別表・添付書類の追加送信機能

申告/申請・届出時に、別表や添付書類を個別に追加送信できるようになります。送信容量の制限で一度では送りきれなかったデータも、複数回に分けて送信することが可能となります。（2020年3月実施予定）

明細数上限の拡張

明細行がある帳票のうち、一部のものについて、明細数の上限を拡張します。複数回送信しなければならない場合も、様式内で記載できる明細数が増えるため、送信回数を減らすことができます。（2020年3月実施予定）

財務諸表の提出一元化

国税の電子申告時に、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、国と地方公共団体間での情報連携により、法人事業税の申告における財務諸表が提出されたものとみなします。（2020年4月実施予定）

提出方法の拡充

法人住民税、法人事業税及び特別法人事業税の電子申告の添付書類について光ディスク等による提出が可能となります。

電子申告義務化についての詳細は、 eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXの利用時間

8:30~24:00

(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)

※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけます。